

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

(契約課) 一

告示

○宮城県告示第八百五十六号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 入札参加登録を申請した日から入札参加登録を受けた日までの間において、国又は他の地方公共団体から指名停止を受けている者（同日の前日まで入札参加登録のあった者を除く。）

第三条中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第五号に規定する者でない旨の誓約書（様式第一号の二）

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第一号の2（第3条関係）

誓約書

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程における、申請日において、国及び他の地方公共団体から指名停止を受けていないことを誓約します。

また、申請日から登録日までの間に上記指名停止となった場合は、宮城県出納局契約課あて報告するとともに入札参加登録の申請を取り下げます。

平成 年 月 日

申請者 住所

会社名

代表者名

印

参考

本誓約書に虚偽があった場合や、登録日までに報告がなかった場合は、指名停止の上、入札参加登録を取消すこととなります。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程第二條の規定により知事に提出された申請書については、なお従前の例による。